

# 第107期 定時株主総会招集ご通知

日 時 | 平成25年6月21日（金曜日） 午前10時

場 所 | 静岡市清水区草薙北2番1号  
静岡銀行研修センター 2階大会議室



静岡銀行

## ○目次

第107期定時株主総会招集ご通知	1
------------------	---

### 添付書類

#### 第107期事業報告

1. 当行の現況に関する事項	3
2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項	12
3. 社外役員に関する事項	14
4. 当行の株式に関する事項	15
5. 当行の新株予約権等に関する事項	16
6. 会計監査人に関する事項	19
7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	19
8. 業務の適正を確保する体制	20

#### 計算書類

貸借対照表	23
損益計算書	24
株主資本等変動計算書	25

#### 連結計算書類

連結貸借対照表	26
連結損益計算書	27
連結株主資本等変動計算書	28

#### 監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本	29
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	30
監査役会の監査報告書 謄本	31

### 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	32
第2号議案 取締役10名選任の件	33
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	40
インターネット等による議決権行使のご案内	41

株主各位

静岡市葵区呉服町1丁目10番地

**株式会社静岡銀行**

取締役頭取 中西勝則

## 第107期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第107期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成25年6月21日（金曜日） 午前10時

2. 場 所 静岡市清水区草薙北2番1号  
静岡銀行研修センター 2階大会議室

### 3. 目的事項

報告事項 (1) 第107期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）  
事業報告および計算書類報告の件

(2) 第107期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）  
連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

#### 4. 議決権行使等についてのご案内

- (1) 郵送による議決権行使の場合  
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、平成25年6月20日(木曜日)までに当方に到着するようご返送ください。
- (2) インターネット等による議決権行使の場合  
当行指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成25年6月20日(木曜日)午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。  
なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、41ページから42ページまでの「インターネット等による議決権行使のご案内」の記載内容をご確認くださいようお願い申し上げます。
- (3) 重複行使の取扱い  
議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。  
また、インターネット等で議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- (4) 代理人による議決権行使  
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主さま1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人ご本人の議決権行使書および代理権を証明する書面をご提出いただく必要がありますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- (5) 議決権の不統一行使  
議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会開催の日の3日前までに、書面をもってその旨と理由をご連絡いただきますようお願い申し上げます。
- (6) インターネット開示事項について  
本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」および連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.shizuokabank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。  
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「個別注記表」および「連結注記表」として表示すべき事項も含まれております。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.shizuokabank.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

## 添付書類

第107期（平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで）事業報告

## 1. 当行の現況に関する事項

## (1) 事業の経過および成果等

## (銀行の主要な事業内容)

静岡銀行は、連結子会社11社を擁する地域総合金融グループの中核企業として、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務に加え、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売などの業務を通じて、地域社会の発展に貢献する幅広い金融商品と利便性の高いサービスの提供に努めております。

## (経済金融環境)

平成24年度の国内経済は、年度前半は復興需要や個人消費の回復により、内需を中心に堅調に推移しました。後半に入ると、日中関係の悪化や欧州経済の減速に伴う輸出の減少等により踊り場局面へと転じましたが、政権交代以降は、金融・経済政策への期待から円高の修正や株価の上昇が進むなど、景気回復に向けた動きが見られました。

静岡県経済につきましても、企業の設備投資計画額が前年度を上回るなど、生産活動は着実に回復基調をたどっています。

こうした経済情勢のなか、年度初めに10,000円台であった日経平均株価も、景気の底打ち感を反映し、年度末にはリーマン・ショック以降初めて12,000円台へ回復しました。

金融面におきましては、平成25年3月末に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（金融円滑化法）の期限を迎えるなか、静岡銀行では、引き続き中小企業者や住宅ローン利用者の資金繰りを支援すべく、融資条件変更などのご相談に適切に対応してまいりました。

年末・年度末には「休日融資相談窓口」を設置するなど地域金融の円滑化に努めております。

## (事業の経過および成果)

## ○経営戦略

当年度は、平成23年度から25年度までの3年間を計画期間とする第11次中期経営計画「MIRAI～未来」の2年目として、目指すべきグループ像である「お客さまとともに地域の未来を切り拓く総合金融グループ～Challenge for the Future」の実現に向け、『先進性』『提案・解決力』を通じた成長の実現、「高い生産性による強靱な経営体質の構築」、「『しずぎんブランド』の価値向上」といった3つの基本戦略を、グループ企業が一丸となって推進してまいりました。

また、基本理念「地域とともに夢と豊かさを広げます。」のもと、銀行に求められる社会的責任と公共的使命を着実に果たすべく、地域の経済・産業はもちろん、社会・文化の発展

に寄与する総合金融サービスの提供に積極的に取り組みました。

地域経済の活性化という面では、引き続き地域の中小企業向け貸出に注力するとともに、「地域密着型金融」を積極的に推進しました。具体的には、地域企業の販路拡大などを支援するビジネスマッチングの機会を継続的に提供するとともに、若手経営者や後継者を対象とした次世代経営者塾「Shizuginship（しずぎんシップ）」を運営し、地域経済の将来を担う人材育成の支援にも取り組んでまいりました。加えて、地域経済の安定と活性化に貢献するため、外部機関とも連携し、企業の経営改善、事業再生支援にも引き続き力を注いでまいりました。

### ○商品・サービス

法人部門におきましては、中小企業の皆さまの経営課題に対するソリューションを提供し資金ニーズへの積極的な対応に努めております。

平成24年10月から「公的支援策サポートデスク」を設置し、公的支援制度や補助金などの情報を積極的にご案内することにより、お取引先企業の設備投資や新事業展開の支援を実施しました。

また、「医療・介護」「環境・エネルギー」「農業」など、新たな成長分野に取り組みられるお取引先企業へのサポート体制を整備し、各種セミナーや商談会についてもタイムリーなテーマで積極的に開催いたしました。なお、地域企業のアジア進出が進むなかで、現地金融機関との業務提携を順次拡大し、現地でのサポート体制を強化しています。

個人部門におきましては、病気への保障が充実した新たな団体信用生命保険を付保した住宅ローン[商品名：8つの疾病保障（+2つの特約）付き住宅ローン]を投入するなど、お客さまの多様なニーズにお応えするとともに、太陽光発電設備の設置にかかるリフォームローンに日照時間補償等を付帯するなど、金融サービスを通じた環境問題への貢献にも努めました。

また、個人年金保険などの各種運用商品につきましては、金融商品取引法の基本理念である「利用者保護」を徹底し、お客さまのライフプランに適した商品のご提案をはじめ、ご契約いただいたお客さまへの情報提供を含むアフターサービスの充実にも努めております。

### ○店舗網の多様化と効率化

当年度は、駿東郡長泉町に長泉支店、浜松市内に佐鳴台支店および山下出張所（正式名称「山下支店山下出張所」）を新設いたしました。また、イオン清水店出張所を移転し、名称を追分支店といたしました。この結果、当年度末の店舗数は、国内171本支店・24出張所、海外3支店・2駐在員事務所・1現地法人となりました。

当年度末のATMネットワークは、静岡銀行のATMおよび手数料無料化提携ATMの合計で24,152台（うち静岡県内3,988台）となりました。また、静岡銀行のすべてのATMは、受話器による音声ガイダンス機能を備えており、目の不自由な方にもご利用いただける仕様としています。

証券子会社である静銀ティーエム証券株式会社の店舗につきましては、静岡県内14店舗、神奈川県内1店舗の計15店舗となり、いずれも静岡銀行との共同店舗となっております。

## ○地域貢献活動

静岡銀行は、平成25年3月1日に創立70周年を迎えました。この永年にわたるお客さまのご支援に感謝するとともに、地域社会への貢献を目的として、さまざまな周年事業を実施いたしました。

平成24年度には、地域経済の発展に寄与する起業家の育成を目的とする「しずぎん起業家大賞」を開催いたしました。246件の応募があり、そのうち入賞者7名に対し賞金総額1,000万円を支給いたしました。今後は、入賞者ならびにその他の応募先に対して継続して育成支援をしてまいります。

また、静岡県とアジア各国との橋渡しを担う人材の育成を目的とした「アジア留学生奨学金制度」の奨学生10名を新たに選定したほか、外国人留学生を対象とした採用制度を新設し、平成25年度は3名を採用いたしました。

さらに、「公益信託しずぎんふるさと環境保全基金」に静岡銀行グループとして総額2,500万円の追加信託を実施し、当年度は21先に対して300万円の助成金を支給いたしました。このほか、県内ボランティア団体や障がい者福祉施設への助成など8つの公益信託を受託しています。

環境面に関しましては、環境マネジメントシステム「ISO14001」の運用や、「クールビズ・ウォームビズ」への対応、「LED照明」への切替えなど節電への取組みを通じて、引き続き環境負荷の低減に取り組んでおります。

## (主要勘定の動き)

### ○貸出金

地域とともに成長する総合金融グループとしての責任を果たすべく、地域のお客さまに対する安定的な資金供給に取り組んでまいりました。当年度末の貸出金残高は、大企業向け貸出金の増加や住宅ローンを中心とする個人向けの貸出金の増加などにより、前年度末に比べ2,990億円増加し、6兆9,939億円となりました。

### ○預金等

当年度末の預金等（譲渡性預金を含む）残高は、個人・法人向けの預金を中心に、前年度末に比べ3,279億円増加し、8兆4,162億円となりました。

また、個人のお客さまの多様化する資産運用ニーズにおこたえするため、個人年金保険を中心に幅広く商品提供をしてまいりました。

この結果、円貨預金、譲渡性預金を含めた個人のお客さまの預り資産残高は、前年度末に比べ1,975億円増加し、6兆7,773億円となりました。

### ○有価証券

有価証券につきましては、健全かつ安定的なポートフォリオの構築を図りつつ、相場動向に応じた適切な運用に努めてまいりました。

当年度末の有価証券残高は、債券や投資信託を中心に、前年度末に比べ2,850億円増加し、2兆5,359億円となりました。

## (損益の状況)

経常収益は、資金運用収益の減少を主因に前年度に比べ38億24百万円減少し、1,709億71百万円となりました。また、経常費用は、その他業務費用および営業経費の減少を主因に前年度に比べ67億5百万円減少し、1,057億78百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度に比べ28億80百万円増加し651億92百万円、また、当期純利益は法人税等負担の減少もあり、前年度に比べ62億40百万円増加し408億94百万円となりました。

静岡銀行グループの連結経常収益は、資金運用収益の減少を主因に前年度に比べ19億64百万円減少し、2,031億27百万円となりました。また、連結経常費用は、その他業務費用および営業経費の減少を主因に前年度に比べ44億60百万円減少し、1,318億27百万円となりました。

この結果、連結経常利益は、前年度に比べ24億96百万円増加し、713億円となりました。また、連結当期純利益は、連結子会社に対する持分比率の引上げ等による負ののれん発生益の計上、法人税等負担の減少などもあり、前年度に比べ197億82百万円増加し、569億70百万円となりました。

## (対処すべき課題)

平成25年度のわが国の経済を展望しますと、足元の円高修正や株価上昇を追い風として、長引く景気低迷からの脱却が期待されていますが、この動きを確かなものとするためには、金融緩和と財政出動による政策効果に加え、その流れを成長戦略へと繋げていくことが重要となります。金融界におきましては、一段の金融緩和策の実施により、資金運用面で厳しい業務運営が予想されますが、引き続き地域密着型金融に基づく成長戦略を推進してまいります。

また、平成25年3月末に金融円滑化法の期限が到来しましたが、静岡銀行グループでは、引き続き地域企業への安定的な資金供給に努めるとともに、コンサルティング機能を発揮した経営改善支援を強化し、地域経済全体を活性化させることで、地域とともに安定的かつ持続的な成長を実現してまいります。

平成25年度は、第11次中期経営計画「MIRAI～未来～」の最終年度となります。静岡銀行グループでは、目指すべきグループ像として掲げる「お客さまとともに地域の未来を切り拓く総合金融グループ～Challenge for the Future」のもと、株主の皆さまをはじめ、お客さま、地域社会、従業員などすべてのステークホルダーの期待にこたえる総合金融グループとして、皆さまとの信頼の絆を一層深めていきたいと考えております。

株主の皆さまにおかれましても、今後とも格別のご支援を賜りますよう、宜しくお願い申しあげます。



## (2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
預 金	71,977	73,529	76,741	79,324
定期性預金	30,262	30,521	32,871	33,681
その他	41,714	43,007	43,870	45,642
貸 出 金	63,013	66,591	66,948	69,939
個人向け	21,330	22,195	22,882	23,538
中小企業向け	26,294	28,067	28,573	28,582
その他	15,388	16,328	15,492	17,819
特定取引資産 (トレーディング資産)	466	451	366	309
特定取引負債 (トレーディング負債)	277	294	222	177
有 価 証 券	20,265	20,488	22,508	25,359
国 債	5,852	8,013	11,190	13,158
地 方 債	1,023	705	633	426
その他	13,388	11,768	10,684	11,774
社 債	650	250	200	200
総 資 産	89,749	93,803	96,324	102,501
内 国 為 替 取 扱 高	521,853	541,833	565,128	563,444
外 国 為 替 取 扱 高	9,077	13,307	13,246	13,527
経 常 利 益	50,510	58,684	62,312	65,192
当 期 純 利 益	32,122	35,355	34,654	40,894
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	46 01	51 75	52 44	62 79
信 託 財 産	3	3	3	3
信 託 報 酬	1	1	1	1

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (ご参考) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
連 結 経 常 収 益	2,144	2,090	2,050	2,031
連 結 経 常 利 益	538	641	688	713
連 結 当 期 純 利 益	327	361	371	569
連 結 純 資 産 額	7,190	7,141	7,512	8,107
連 結 総 資 産	90,403	94,420	96,954	103,147

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	3,093人	3,122人
平 均 年 齢	39年11月	40年3月
平 均 勤 続 年 数	18年0月	18年5月
平 均 給 与 月 額	471千円	470千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

### (4) 営業所等の状況

#### イ 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
静 岡 県	172	( 20)	169	( 20)
東 京 都	3	( ー)	3	( ー)
神 奈 川 県	15	( 3)	15	( 3)
愛 知 県	4	( 1)	4	( 1)
大 阪 府	1	( ー)	1	( ー)
国 内 計	195	( 24)	192	( 24)
米 州	2	( ー)	2	( ー)
ア ジ ア	1	( ー)	1	( ー)
海 外 計	3	( ー)	3	( ー)
合 計	198	( 24)	195	( 24)

(注) 上記のほか、海外駐在員事務所および店舗外現金自動設備の設置状況はそれぞれ次のとおりであります。

	当 年 度 末	前 年 度 末
海 外 駐 在 員 事 務 所	2か所	2か所
店 舗 外 現 金 自 動 設 備	16,751か所	15,382か所

#### ロ 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
長泉支店 (平成24年10月23日)	静岡県駿東郡長泉町中土狩556番地の11
山下支店山下出張所 (平成24年11月21日)	静岡県浜松市中区山下町91番地
佐鳴台支店 (平成25年1月17日)	静岡県浜松市中区佐鳴台3丁目36番6号

(注) 上記のほか、当年度において株式会社セブン銀行との共同設置店舗外現金自動設備を1,694か所設置・324か所廃止し、同行との共同設置を除く店舗外現金自動設備を4か所設置・5か所廃止しました。

**(5) 設備投資の状況**

## イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	7,155
---------	-------

## □ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	3,203
店舗新築・改装	903
現金自動設備 (ATM)	804

## (6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率
静銀経営コンサルティング株式会社	静岡県静岡市葵区呉服町1丁目1番地	経営コンサルティング業務	昭和37年5月2日	百万円 440	% 100.00
静銀リース株式会社	静岡県静岡市葵区呉服町1丁目1番地の2	リース業務	昭和49年3月15日	250	51.44
静岡コンピューターサービス株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北1番10号	コンピューター関連業務、計算受託業務	昭和49年4月1日	54	9.55
静銀信用保証株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	信用保証業務	昭和53年11月1日	50	8.02
静銀デビットカード株式会社	静岡県静岡市清水区草薙1丁目13番10号	クレジットカード業務、信用保証業務	昭和58年4月1日	50	31.00
静岡キャピタル株式会社	静岡県静岡市清水区草薙1丁目13番10号	株式公開支援業務、中小企業再生支援業務	昭和59年8月1日	100	10.00
静銀証券株式会社	静岡県静岡市葵区追手町1番13号	金融商品取引業務	平成12年12月22日	3,000	65.12
静銀総合サービス株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	有料職業紹介業務、人事・総務・財務関連業務	昭和60年7月1日	30	100.00
静銀モーゲージサービス株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	銀行担保不動産の評価・調査業務、貸出に関する集中事務業務	平成2年7月2日	50	100.00
静銀ビジネスネットワーク株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北1番10号	為替送金・代金取立等の集中処理業務、特定労働者派遣業務	平成11年6月28日	40	100.00
欧州静岡銀行 〔Shizuoka Bank〕 〔(Europe) S.A.〕	Rue Jules Cockx8-10, Bte-9, 1160 Auderghem, Belgium	銀行業務、金融商品取引業務	平成3年2月19日	百万円 2,992 〔24,790〕 千ユーロ	100.00

- (注) 1. 資本金および当行が有する子会社等の議決権比率は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 欧州静岡銀行の資本金の円貨換算額は、決算日の為替相場により算出しております。  
3. 上記11社は連結子会社および子法人等であります。  
4. 当年度の連結経常収益は2,031億円、連結当期純利益は569億円であります。

(ご参考) 持分法適用関連法人等

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率
静銀セゾンカード 株式会社	静岡県静岡市駿河区 南町11番1号	クレジットカード業務、信用 保証業務	平成18年 10月30日	百万円 50	% 50.00

## 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行と提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。

### (7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

### (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職
伊 藤 誠 哉	取締役会長	
里 見 和 洋	取締役副会長 監査部 担当	
中 西 勝 則	取締役頭取（代表取締役）	
後 藤 正 博	取締役副頭取（代表取締役） 営業本部長委嘱 組織横断的課題特命担当 事務サポート部 担当	
山 本 俊 彦	取締役専務執行役員 審査担当営業副本部長委嘱 審査部、企業サポート部 担当	
中 村 彰 宏	取締役専務執行役員 経営統括本部長委嘱 経営企画部、リスク統括部 担当	
一 杉 逸 朗	取締役常務執行役員 支店営業担当営業副本部長委嘱 支店サポート部、法人部、個人部、 地区カンパニー 担当	
齊 藤 宏 樹	取締役常務執行役員 経営管理・コンプライアンス担当経営統括副本部長委嘱 経営管理部、コンプライアンス部 担当	
松 浦 康 男	取締役 特別顧問	
伏 見 幸 洋	取締役	静銀ビジネスクリエイト株式会社 代表取締役会長
堀 田 尚 志	常勤監査役	
大 越 裕	常勤監査役	
齋 藤 安 彦	監査役（社外監査役）	追手町法律事務所 弁護士
満 井 義 政	監査役（社外監査役）	公益財団法人就職支援財団 理事長
石 橋 三 洋	監査役（社外監査役）	

- (注) 1. 監査役満井義政氏、石橋三洋氏につきましては株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
2. 取締役伏見幸洋氏につきましては平成24年6月22日に当行常勤監査役を辞任しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	13	(153) 445
監 査 役	6	69
計	19	(153) 515

- (注) 1. 「報酬等」欄における括弧内書は、確定金額報酬以外の金額です。
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る業績連動型報酬80百万円ならびに株式報酬型ストック・オプション報酬額73百万円を含めております。なお、業績連動型報酬の報酬率（当期純利益水準に応じて最大100百万円）および株式報酬型ストック・オプションの報酬率（年額100百万円以内）は平成19年6月26日開催の第101期定時株主総会において決議されております。業績連動型報酬、株式報酬型ストック・オプションともに、この範囲内となっております。
3. 確定金額報酬は、平成19年6月26日開催の第101期定時株主総会において取締役は年額300百万円以内、監査役は90百万円以内と決議されております。報酬部分は、この限度額の範囲内となっております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項（1）会社役員（取締役）の状況」に記載のとおりであります。

監査役齋藤安彦氏は、当行の顧問弁護士を務めており、当行は同氏と一般の取引と同様な条件による貸出取引があります。

その他、社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当行の間には、開示すべき関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
齋藤安彦	12年9月	当事業年度に開催された取締役会13回中13回、監査役会14回中14回に出席しております。	主に弁護士としての専門的な見地から、取締役会、監査役会の議案および報告事項に対し積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行っております。 当行の顧問弁護士であり、独立役員としての指定を行っておりませんが、弁護士としての職業倫理のもと公正・中立な監査活動を行っております。
満井義政	3年9月	当事業年度に開催された取締役会13回中13回、監査役会14回中14回に出席しております。	主に企業経営者および公益財団法人理事長としての知見に基づき、取締役会、監査役会の議案および報告事項に対し積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行っております。 東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。
石橋三洋	1年9月	当事業年度に開催された取締役会13回中13回、監査役会14回中14回に出席しております。	主に企業経営者としての豊富な経験・知見に基づき、取締役会、監査役会の議案および報告事項に対し積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行っております。 東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。



**(3) 責任限定契約**

氏名	責任限定契約の内容の概要
齋藤安彦	会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
満井義政	
石橋三洋	

**(4) 社外役員に対する報酬等**

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等
報酬等の合計	3	13

**4. 当行の株式に関する事項**

**(1) 株式数** 発行可能株式総数 2,414,596千株  
発行済株式の総数 665,129千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

**(2) 当年度末株主数** 23,916名

**(3) 大株主**

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本生命保険相互会社	29,745千株	4.58%
明治安田生命保険相互会社	29,117	4.48
株式会社三菱東京UFJ銀行	23,884	3.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	23,048	3.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	22,253	3.43
東京海上日動火災保険株式会社	16,216	2.50
住友生命保険相互会社	13,070	2.01
第一生命保険株式会社	11,546	1.78
三井住友海上火災保険株式会社	10,197	1.57
第一三共株式会社	9,343	1.44

- (注) 1. 上記のほか、当行所有の自己株式16,616千株があります。  
2. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。  
3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	<ul style="list-style-type: none"> <li>①名称 第1回新株予約権</li> <li>②新株予約権の割当日 平成19年7月27日</li> <li>③新株予約権の数 470個</li> <li>④目的となる株式の種類及び数 普通株式 47,000株</li> <li>⑤新株予約権の行使期間 平成19年7月28日から平成44年7月27日まで</li> <li>⑥権利行使価額（1株当たり） 1円</li> <li>⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。</li> </ul>	5名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①名称 第2回新株予約権</li> <li>②新株予約権の割当日 平成20年7月18日</li> <li>③新株予約権の数 460個</li> <li>④目的となる株式の種類及び数 普通株式 46,000株</li> <li>⑤新株予約権の行使期間 平成20年7月19日から平成45年7月18日まで</li> <li>⑥権利行使価額（1株当たり） 1円</li> <li>⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。</li> </ul>	5名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 有する者の人数
取締役	①名称 第3回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成21年7月24日 ③新株予約権の数 760個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 76,000株 ⑤新株予約権の行使期間 平成21年7月25日から平成46年7月24日まで ⑥権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	7名
	①名称 第4回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成22年7月23日 ③新株予約権の数 790個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 79,000株 ⑤新株予約権の行使期間 平成22年7月24日から平成47年7月23日まで ⑥権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	6名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	①名称 第5回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成23年7月22日 ③新株予約権の数 800個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 80,000株 ⑤新株予約権の行使期間 平成23年7月23日から平成48年7月22日まで ⑥権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	6名
	①名称 第6回新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成24年7月24日 ③新株予約権の数 1,000個 ④目的となる株式の種類及び数 普通株式 100,000株 ⑤新株予約権の行使期間 平成24年7月25日から平成49年7月24日まで ⑥権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	8名

**(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等**  
 該当事項はありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 大森 茂 指定有限責任社員 大須賀 壮人	81	(非監査業務の内容) 社債発行に係るコンフォート・レター等作成業務他

- (注) 1. 当行、子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は111百万円であります。  
2. 当行と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (2) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当行都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断された場合、あるいは監査役会の請求があった場合、取締役会は当該会計監査人の解任または不再任について検討を行い、妥当と判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで当該会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断された場合は、監査役会が当該会計監査人を解任します。

- 当行の重要な子会社のうち、欧州静岡銀行は、当行の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

## 7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

静岡銀行では、会社法施行規則第118条に定める基本方針は策定しておりませんが、会社の財務および事業の方針の決定を支配することを目的とした静岡銀行株式等の大規模買付行為の対象とならないよう、平時から以下を基本とした経営を行っております。

### (1) 株主価値の向上

収益の増強や、配当政策などの適切な資本政策を通じ、株主価値の向上を図ります。

### (2) コーポレートガバナンスの強化

取締役会をはじめとする経営の機関設計およびその運営状況に意を用い、適切な企業統治が行われる体制を維持・強化します。

### (3) 各ステークホルダーとの良好な関係維持

IR活動等を通じて市場での認知度や評価の向上を図るとともに、株主の皆さま、お客さま、従業員等の各ステークホルダーとの適切なコミュニケーションと良好な関係維持に努めます。

## 8. 業務の適正を確保する体制

静岡銀行では、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の整備について、その基本方針を取締役会において決議しております。概要は、次のとおりです。

なお、平成25年5月13日開催の定例取締役会において、業務監督委員会（業務執行を行わない取締役を中心に構成し、執行部門の業務執行状況のモニタリング等を行う。会長室の機能は委員会に吸収）の設置を決議しており、同年6月21日から基本方針に追記することを予定しております。

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ 静岡銀行グループは、基本理念「地域とともに夢と豊かさを広げます。」と行動指針からなる企業理念を全ての活動の指針と位置付けており、また、コンプライアンスの基本方針として倫理憲章を定め、全役職員がこれを遵守します。

ロ 取締役会は、取締役会規程に基づき運営を行い、業務執行を決するとともに、取締役の職務執行を監督します。取締役は、法令および定款、ならびに株主総会の決議を遵守し、取締役としての職務を忠実に遂行します。

経営の監督と執行の分離を目的として設置した会長室が執行部門の監督を行い、コーポレートガバナンスの維持・強化を図ります。

ハ 静岡銀行は監査役設置会社であり、監査役は監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役の職務につき監査します。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報資産の管理は、法令等の定めによるほか、行内規定により適正に行います。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 静岡銀行グループはリスク管理体制の強化を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、健全性を維持しつつ収益の安定的向上を図ります。

ロ リスク管理およびコンプライアンスに関する組織、役割等と基本的手続をリスク管理基本規程として定め、同規程に基づいて設置したリスク管理統括部署が、リスク管理体制の維持・強化を統括します。

ハ 取締役会は、各期の業務計画においてリスク管理方針を決定するとともに、統合リスク・予算管理会議等においてリスクへの対応方針を決定し、その内容を取締役会へ報告します。

ニ 各種リスク発生時の対応や事前対策等を非常事態対策要綱に定めており、損害を最小限に止め、事業の継続を図る体制を維持・強化します。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 取締役会を定例開催するほか、必要に応じて適宜開催するとともに、取締役会の権限委譲による決定機関として経営執行会議等を設置し、重要な業務執行に関わる事項の審議を行います。
- ロ 執行役員制度を設け、取締役会の決定に基づく業務執行について、各規程に決裁権限と責任の所在を定め、適切かつ有効な内部管理体制の構築と効率的な業務執行を実現します。

#### (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ 静岡銀行グループは、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つに位置付けるとともに、すべてのリスク管理の前提とし、コンプライアンス態勢の整備、強化を図ります。また、反社会的勢力等との関係遮断は、コンプライアンスに関する重要事項の一つとして認識しております。
- ロ コンプライアンスの基本方針として倫理憲章を定め、また、リスク管理基本規程に基づいて設置したコンプライアンス統括部署がコンプライアンス態勢の維持・強化を統括します。
- ハ 取締役会は、毎年度のコンプライアンスプログラムを決定するとともに、コンプライアンス会議においてコンプライアンスに関する重要事項の審議を行い、その内容を取締役に報告します。
- ニ 静岡銀行グループの全役職員が、グループ内で発生した違法行為等について所定の方法により主管部署もしくは弁護士事務所へ通報できる内部通報制度を設置しており、この適切な運用を行います。

#### (6) 静岡銀行および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ グループ会社の業務運営はグループ会社運営規程等に基づいて行い、静岡銀行の常勤監査役がグループ会社の非常勤監査役に就任するとともに、静岡銀行の所管部長等が非常勤取締役として就任しており、これにより静岡銀行グループの業務の適正を確保します。
- ロ 静岡銀行とグループ会社の代表者で構成するグループ代表者経営連絡会において、静岡銀行グループの経営課題の問題解決を図るとともに、グループ会社統括部署がグループ会社の業務運営等に関する企画・調整を行います。
- ハ 静岡銀行の内部監査部門は、グループ会社に対し業務運営状況に関する監査等を実施します。また、監査役の監査職務の遂行により、内部統制システムの適切な整備が図られるよう、グループ全体の監査環境の整備に努めます。
- ニ 静岡銀行グループは財務報告に係る内部統制規程に基づき財務報告に係る内部統制の方針および計画を定めており、その適切な運用により財務報告の信頼性を確保します。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役を補助するための機関として監査役室を設置し、業務を行うために必要な担当者を配置しており、取締役会、業務執行部門、内部監査部門からの独立性を確保します。

**(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役および使用人は、必要に応じて監査役に報告を行い、銀行経営に重要な影響を及ぼす情報については遅滞なく報告を行います。監査役は、取締役もしくはその他の者から報告を受けた場合は、これを監査役会に報告します。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会が定めた監査役監査基準に基づき、監査役監査が適正かつ円滑、効果的に行われるような監査環境を整備します。また、監査体制の中立性および独立性を確保するため、社外監査役の意見を尊重し、監査機能の一層の強化に努めます。



第107期末(平成25年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金	預 け	420,246	預 金		7,932,455
現 預 け	金 金	96,686	当 座	預 金	405,297
コ ー 一 ル	口 一	323,559	普 通	預 金	3,775,331
買 入 金	銭 引 債	83,674	貯 蓄	預 金	72,453
特 定 品 有 価 値	取 引 資 産	40,343	知 期	預 金	26,451
商 定 金 融 派 生 商	取 引 資 産	30,954	期 積	預 金	3,313,745
特 定 品 有 価 値	取 引 資 産	4,139	の 他 の 預	金	54,413
そ の 他 の 特 定 取 引	取 引 資 産	18,816	金	金	284,761
金 銭 の 証 信	託 券	7,997	讓 渡 性	預 金	483,826
有 価 値 証	債 債	2,600	一 借 取 引 受 入 担 保	金	327,007
国 地 社 株	債 債	2,535,934	特 定 金 融 用 入	金	389,633
株 所 の 他 の 証	債 債	1,315,835	借 借 借	金	17,703
貸 引 出 の 証	券 金	42,653	外 外 国 他 店 預	金	17,703
割 引 手 証	形 付	313,046	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	金	47,077
当 座 預 金	付 越 替	244,343	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	金	47,077
外 買 取	替 け	620,054	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 り	255
そ の 他 の 資	為 替	6,993,950	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	2
前 未 金	用 益	33,197	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	201
そ の 他 の 資	産 品	191,668	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	52
有 形 固 定 資	産 品	5,610,880	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	20,000
建 土 建	産 品	1,158,205	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	110,776
物 地 産	産 品	5,022	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	5,900
定 産 産	産 品	2,359	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	5,623
定 産 産	産 品	289	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	1,485
定 産 産	産 品	2,374	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	2,760
定 産 産	産 品	50,707	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	76
定 産 産	産 品	11,741	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	18,984
定 産 産	産 品	11,173	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	7,167
定 産 産	産 品	14,375	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	2,583
定 産 産	産 品	13,416	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	315
定 産 産	産 品	53,158	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	65,877
定 産 産	産 品	23,965	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	21,129
定 産 産	産 品	22,704	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	788
定 産 産	産 品	2,524	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	2,974
定 産 産	産 品	790	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	130
定 産 産	産 品	3,172	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	31,152
定 産 産	産 品	12,015	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	83,921
定 産 産	産 品	11,582	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	83,921
定 産 産	産 品	432	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	9,468,832
定 産 産	産 品	83,921	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	90,845
定 産 産	産 品	△62,282	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	54,884
定 産 産	産 品	△61	未 未 前 従 給 金 融 商 品 等 受 入 担 保	替 替	54,884
資 産 の 部 合 計		10,250,185	負 債 の 部 合 計		9,468,832
			(純 資 産 の 部)		
			資 本 剰 余 金		90,845
			資 本 剰 余 金		54,884
			利 益 剰 余 金		528,188
			利 益 剰 余 金		90,845
			そ の 他 の 利 益 剰 余 金		437,342
			固 定 資 産 圧 縮 積 立 金		3,028
			固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金		306
			特 別 積 立 金		383,700
			繰 越 利 益 剰 余 金		50,307
			自 己 株 式		△13,623
			株 主 有 価 証 券 評 価 差 額 金		660,294
			繰 延 へ ッ ジ 損 益		120,891
			新 株 予 約 権		△171
			純 資 産 の 部 合 計		120,720
			負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		337
					781,352
					10,250,185



# 第107期 (平成24年 4月1日から 平成25年 3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
当期首残高	90,845
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	90,845
<b>資本剰余金</b>	
<b>資本準備金</b>	
当期首残高	54,884
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	54,884
<b>その他資本剰余金</b>	
当期首残高	0
当期変動額	
株式交換による増加	186
自己株式の処分	6
自己株式の消却	△192
当期変動額合計	△0
当期末残高	—
<b>資本剰余金合計</b>	
当期首残高	54,884
当期変動額	
株式交換による増加	186
自己株式の処分	6
自己株式の消却	△192
当期変動額合計	△0
当期末残高	54,884
<b>利益剰余金</b>	
<b>利益準備金</b>	
当期首残高	90,845
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	90,845
<b>その他利益剰余金</b>	
<b>固定資産圧縮積立金</b>	
当期首残高	3,003
当期変動額	
固定資産圧縮積立金の積立	136
固定資産圧縮積立金の取崩	△110
当期変動額合計	25
当期末残高	3,028
<b>固定資産圧縮特別勘定積立金</b>	
当期首残高	89
当期変動額	
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	306
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	△89
当期変動額合計	217
当期末残高	306
<b>特別積立金</b>	
当期首残高	363,700
当期変動額	
特別積立金の積立	20,000
当期変動額合計	20,000
当期末残高	383,700
<b>繰越利益剰余金</b>	
当期首残高	53,546
当期変動額	
剰余金の配当	△9,130
固定資産圧縮積立金の積立	△136
固定資産圧縮積立金の取崩	110
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	△306
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	89
特別積立金の積立	△20,000
当期純利益	40,894
自己株式の消却	△14,760
当期変動額合計	△3,238
当期末残高	50,307

科 目	金 額
<b>利益剰余金合計</b>	
当期首残高	511,184
当期変動額	
剰余金の配当	△9,130
固定資産圧縮積立金の積立	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	—
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	—
特別積立金の積立	—
当期純利益	40,894
自己株式の消却	△14,760
当期変動額合計	17,003
当期末残高	528,188
<b>自己株式</b>	
当期首残高	△22,339
当期変動額	
株式交換による増加	1,980
自己株式の取得	△8,273
自己株式の処分	56
自己株式の消却	14,953
当期変動額合計	8,716
当期末残高	△13,623
<b>株主資本合計</b>	
当期首残高	634,574
当期変動額	
剰余金の配当	△9,130
当期純利益	40,894
株式交換による増加	2,166
自己株式の取得	△8,273
自己株式の処分	62
自己株式の消却	—
当期変動額合計	25,719
当期末残高	660,294
<b>評価・換算差額等</b>	
<b>その他有価証券評価差額金</b>	
当期首残高	85,605
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	35,286
当期変動額合計	35,286
当期末残高	120,891
<b>繰延ヘッジ損益</b>	
当期首残高	△367
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	196
当期変動額合計	196
当期末残高	△171
<b>評価・換算差額等合計</b>	
当期首残高	85,237
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	35,483
当期変動額合計	35,483
当期末残高	120,720
<b>新株予約権</b>	
当期首残高	324
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13
当期変動額合計	13
当期末残高	337
<b>純資産合計</b>	
当期首残高	720,136
当期変動額	
剰余金の配当	△9,130
当期純利益	40,894
株式交換による増加	2,166
自己株式の取得	△8,273
自己株式の処分	62
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	35,496
当期変動額合計	61,216
当期末残高	781,352

# 第107期末（平成25年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	423,555	預 金	7,938,130
コールローン及び買入手形	83,674	譲 渡 性 預 金	474,126
買 入 金 銭 債 権	40,343	コールマネー及び売渡手形	327,007
特 定 取 引 資 産	31,599	債券貸借取引受入担保金	403,205
金 銭 の 信 託	2,600	特 定 取 引 負 債	17,700
有 価 証 券	2,560,293	借 用 金	57,480
貸 出 金	6,969,330	外 国 為 替	253
外 国 為 替	5,037	社 債	20,000
リース債権及びリース投資資産	42,415	そ の 他 負 債	128,462
そ の 他 資 産	70,104	退 職 給 付 引 当 金	22,111
有 形 固 定 資 産	56,510	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	788
建 物	24,049	偶 発 損 失 引 当 金	2,974
土 地	22,704	ポ イ ン ト 引 当 金	170
リ ー ス 資 産	4	特 別 法 上 の 引 当 金	11
建 設 仮 勘 定	790	繰 延 税 金 負 債	31,217
その他の有形固定資産	8,961	支 払 承 諾	80,384
無 形 固 定 資 産	12,228	負 債 の 部 合 計	9,504,025
ソ フ ト ウ ェ ア	11,771	(純 資 産 の 部)	
その他の無形固定資産	456	資 本 金	90,845
繰 延 税 金 資 産	1,789	資 本 剰 余 金	54,884
支 払 承 諾 見 返	80,384	利 益 剰 余 金	553,598
貸 倒 引 当 金	△65,035	自 己 株 式	△13,623
投 資 損 失 引 当 金	△61	株 主 資 本 合 計	685,704
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	121,169
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△171
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△1,158
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	119,840
		新 株 予 約 権	337
		少 数 株 主 持 分	4,862
		純 資 産 の 部 合 計	810,744
資 産 の 部 合 計	10,314,770	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	10,314,770

# 第107期 (平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	203,127
貸出証券利息及び買入手形利息	128,820
有価証券の他の受入利息	97,844
預その他の受入利息	29,632
信託取引報等	184
役特その他の受入利息	711
特その他の受入利息	447
営その他の受入利息	1
その他	48,844
の他の受入利息	2,229
の他の受入利息	13,018
の他の受入利息	10,212
の他の受入利息	709
の他の受入利息	16
の他の受入利息	9,486
経常費用	131,827
預讓渡金性預利息及び売渡手形利息	8,353
債借用の他の支払利息	4,953
社その他の支払利息	586
役その他の支払利息	403
営その他の支払利息	1,469
の他の支払利息	131
の他の支払利息	271
の他の支払利息	538
の他の支払利息	24,156
の他の支払利息	2,996
の他の支払利息	86,996
の他の支払利息	9,324
の他の支払利息	9,324
経常利益	71,300
固定負債の特固減	14,223
の他の減損	12,899
の他の減損	1,709
の他の減損	1
の他の減損	1,711
の他の減損	1
の他の減損	83,812
の他の減損	18,631
の他の減損	7,652
の他の減損	26,284
の他の減損	57,527
の他の減損	556
の他の減損	56,970

招集し通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 第107期 (平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>株主資本</b>		<b>その他の包括利益累計額</b>	
<b>資本金</b>		<b>その他有価証券評価差額金</b>	
当期首残高	90,845	当期首残高	85,719
当期変動額		当期変動額	
当期変動額合計	—	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	35,450
当期末残高	90,845	当期変動額合計	35,450
<b>資本剰余金</b>		当期末残高	121,169
当期首残高	54,884	<b>繰延ヘッジ損益</b>	
当期変動額		当期首残高	△367
株式交換による増加	186	当期変動額	
自己株式の処分	6	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	196
自己株式の消却	△192	当期変動額合計	196
当期変動額合計	△0	当期末残高	△171
当期末残高	54,884	<b>為替換算調整勘定</b>	
<b>利益剰余金</b>		当期首残高	△1,504
当期首残高	520,518	当期変動額	
当期変動額		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	345
剰余金の配当	△9,130	当期変動額合計	345
当期純利益	56,970	当期末残高	△1,158
自己株式の消却	△14,760	<b>その他の包括利益累計額合計</b>	
当期変動額合計	33,080	当期首残高	83,847
当期末残高	553,598	当期変動額	
<b>自己株式</b>		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	35,993
当期首残高	△22,339	当期変動額合計	35,993
当期変動額		当期末残高	119,840
株式交換による増加	1,980	<b>新株予約権</b>	
自己株式の取得	△8,273	当期首残高	324
自己株式の処分	56	当期変動額	
自己株式の消却	14,953	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13
当期変動額合計	8,716	当期変動額合計	13
当期末残高	△13,623	当期末残高	337
<b>株主資本合計</b>		<b>少数株主持分</b>	
当期首残高	643,908	当期首残高	23,166
当期変動額		当期変動額	
剰余金の配当	△9,130	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△18,304
当期純利益	56,970	当期変動額合計	△18,304
株式交換による増加	2,166	当期末残高	4,862
自己株式の取得	△8,273	<b>純資産合計</b>	
自己株式の処分	62	当期首残高	751,246
自己株式の消却	—	当期変動額	
当期変動額合計	41,796	剰余金の配当	△9,130
当期末残高	685,704	当期純利益	56,970
		株式交換による増加	2,166
		自己株式の取得	△8,273
		自己株式の処分	62
		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17,702
		当期変動額合計	59,498
		当期末残高	810,744

独立監査人の監査報告書

平成25年5月7日

株式会社 静岡銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 大 森 茂<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 須 賀 壮 人<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社静岡銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成25年5月7日

株式会社 静岡銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 森 茂 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 須 賀 壮 人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社静岡銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社静岡銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、コンプライアンス部門及びリスク統括部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、当銀行の監査役がその非常勤監査役を兼務する子会社によっては取締役会その他重要な会議に出席するほか、その余の子会社を含めて取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は子会社に関する職務を含め認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月9日

株式会社静岡銀行 監査役会

常勤監査役	堀	田	尚	志	Ⓔ
常勤監査役	大	越	裕		Ⓔ
監査役	齋	藤	安	彦	Ⓔ
監査役	満	井	義	政	Ⓔ
監査役	石	橋	三	洋	Ⓔ

(注) 監査役齋藤安彦、監査役満井義政及び監査役石橋三洋は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質強化のため内部留保に意を用いるとともに、株主の皆さまへ安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

#### 1. 事業年度末の剰余金の配当に関する事項

当事業年度末の剰余金の配当につきましては、業績など諸環境を考慮のうえ、当行創立70周年記念配当1円を含めて、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金8円（普通配当7円、記念配当1円）

総額 5,188,102,520円

なお、中間配当金として1株につき7円をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき15円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月24日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

特別積立金 40,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 40,000,000,000円

## 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役10名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

### 取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
1	伊藤誠哉 (昭和28年4月29日生)	昭和51年4月 当行入行 平成9年6月 総合企画部副部長 平成10年1月 総合企画部長 平成11年4月 理事総合企画部長 平成13年6月 執行役員東京支店長 平成15年6月 常務執行役員首都圏カンパニー長 兼トレジャリー担当営業副本部長 平成17年4月 常務執行役員 企画・管理担当 経営統括副本部長補佐 平成17年6月 取締役副頭取 経営統括本部長 平成22年6月 取締役副頭取 経営統括本部長 組織横断的課題特命担当、協会業務担当 平成24年6月 取締役会長（現任）	28,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
2	<p style="text-align: center;">なか にし かつ のり 中 西 勝 則 (昭和28年6月15日生)</p>	<p>昭和51年4月 当行入行 平成10年12月 人事部副部長兼人事課長 平成11年4月 理事人事部長 平成11年6月 理事経営管理部長 平成13年6月 取締役執行役員経営企画部長 平成15年6月 取締役常務執行役員 平成17年4月 取締役常務執行役員 企画・管理 担当経営統括副本部長 平成17年6月 取締役頭取 (現任)</p>	47,300株
3	<p style="text-align: center;">ご とう まさ ひろ 後 藤 正 博 (昭和27年7月7日生)</p>	<p>昭和51年4月 当行入行 平成12年6月 理事熱海支店長 平成12年12月 理事富士中央支店長 平成14年11月 執行役員沼津支店長 平成15年6月 常務執行役員東部カンパニー長 平成17年6月 常務執行役員中部カンパニー長 平成19年4月 常務執行役員 支店営業担当営業 副本部長 平成19年6月 取締役常務執行役員 事務担当営 業副本部長 平成20年6月 取締役常務執行役員 支店営業担 当営業副本部長 平成22年6月 取締役専務執行役員 営業本部長 平成24年6月 取締役副頭取 営業本部長 組織 横断的課題特命担当 平成25年4月 取締役副頭取 営業本部長 組織 横断的課題特命担当 事務サポ ート部、業務部 担当 (現任)</p>	44,508株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
4	<p style="text-align: center;">やま もと とし ひこ 山本俊彦 (昭和30年6月6日生)</p>	<p>昭和53年4月 当行入行 平成9年4月 浜松高丘支店長 平成10年6月 ニューヨーク支店長 平成12年6月 本店営業部副部長 平成14年6月 沼津駅北支店長 平成15年6月 審査部長 平成16年6月 理事審査部長 平成17年6月 執行役員審査部長 平成19年1月 執行役員本店営業部長 平成21年6月 取締役常務執行役員 審査担当営業副本部長 平成24年6月 取締役専務執行役員 審査担当営業副本部長 審査部、企業サポート部 担当 (現任)</p>	21,270株
5	<p style="text-align: center;">なか むら あき ひろ 中村彰宏 (昭和30年5月21日生)</p>	<p>昭和54年4月 当行入行 平成9年5月 豊田支店長 平成11年6月 ロスアンゼルス支店長 平成13年10月 銀座支店長 平成15年6月 経営企画部長 平成16年6月 理事経営企画部長 平成17年6月 執行役員経営企画部長 平成19年6月 執行役員東京支店長 平成21年6月 取締役常務執行役員 経営管理担当経営統括副本部長、コンプライアンス担当経営統括副本部長 平成22年6月 取締役常務執行役員 経営企画・経営管理担当経営統括副本部長 平成24年6月 取締役専務執行役員 経営統括副本部長 経営企画部、リスク統括部 担当 (現任)</p>	22,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
6	ひとすぎいつろう 一杉逸朗 (昭和31年6月15日生)	昭和55年4月 当行入行 平成8年12月 人事部調査役 平成11年6月 経営管理部人事開発グループ長 平成13年12月 新宿支店長 平成15年6月 銀座支店長 平成17年2月 掛川支店長 平成17年6月 理事掛川支店長 平成19年4月 理事経営企画部担当部長 平成19年6月 理事経営企画部長 平成20年6月 執行役員経営企画部長 平成21年6月 常務執行役員首都圏カンパニー長 兼東京支店長 平成22年6月 常務執行役員 証券国際担当営業 副本部長、首都圏カンパニー長兼 東京支店長 平成24年6月 取締役常務執行役員 支店営業担 当営業副本部長 平成25年4月 取締役常務執行役員 営業担当営 業副本部長 支店サポート部、法 人部、個人部、国際営業部、地区 カンパニー 担当 (現任)	8,050株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
7	さいとうひろき 齊藤宏樹 (昭和33年3月17日生)	昭和56年4月 当行入行 平成9年6月 浜松支店課長 平成10年6月 浜松高丘支店長 平成12年1月 法人部企画推進グループ推進役 平成13年4月 法人部企画推進グループ長 平成14年6月 法人部法人営業統括グループ長 平成15年6月 沼津駅北支店長 平成19年1月 経営管理部担当部長 平成19年6月 理事経営管理部長 平成22年1月 執行役員経営管理部長 平成24年6月 取締役常務執行役員 経営管理・ コンプライアンス担当経営統括副 本部長 経営管理部、コンプライ アンス部 担当 (現任)	9,000株
8	ながさわよしひろ 長沢芳裕 (昭和31年11月30日生)	昭和55年4月 当行入行 平成8年12月 富士中央支店推進役 平成9年12月 しずはた支店長 平成11年6月 審査部調査グループ長 平成14年6月 本店営業部副部長 平成16年6月 三島支店長 平成17年6月 理事三島支店長 平成19年1月 理事審査部長 平成22年4月 執行役員審査部長 平成23年6月 執行役員本店営業部長 (現任)	8,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
9	ふし み ゆき ひろ 伏見 幸洋 (昭和27年4月13日生)	昭和51年4月 当行入行 平成9年6月 人事部副部長兼人事課長 平成10年12月 池袋支店長 平成13年4月 監査部長 平成13年6月 理事監査部長 平成14年11月 理事富士中央支店長 平成16年6月 執行役員名古屋支店長兼経営企画 部名古屋事務所長 平成17年6月 取締役執行役員 コンプライア ス・リスク管理担当経営統括副本 部長兼リスク統括部長 平成19年6月 取締役常務執行役員 コンプライ アンス・リスク管理担当経営統括 副本部長 平成21年6月 常勤監査役 平成24年6月 取締役(非常勤)(現任) 静銀ビジネスクリエイト株式会社 代表取締役会長(現任)	26,270株
10	ふじ さわ く み 藤沢 久美 (昭和42年3月15日生)	平成7年4月 株式会社アイフィス設立 同社代表取締役(平成11年7月 退任) 平成12年6月 株式会社ソフィアバンク取締役 (現任) 平成17年4月 法政大学大学院客員教授(現任) 一般社団法人投資信託協会理事 (現任) 平成18年6月 トレンダーズ株式会社監査役(平 成22年6月退任) 平成18年7月 シンメトリー・ジャパン株式会 社取締役(現任) 平成23年6月 日本証券業協会公益理事(現任) 平成24年2月 株式会社東日本大震災事業者再生 支援機構取締役(現任)	0株



- (注) 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤沢久美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 藤沢久美氏は、日本初の投資信託評価会社を起業し代表取締役を務めたほか、株式会社ソフィアバンク（通称シンクタンク・ソフィアバンク）の設立に参画して現在その取締役として代表を務めております。また、金融庁金融審議会委員をはじめ公職も歴任しております。これらの豊富な経験・見識を当行の経営と監督に活かすことができるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は、同取引所に対し、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 藤沢久美氏が社外取締役を務める株式会社東日本大震災事業者再生支援機構と当行とは、当行の取締役会の承認を要する競業取引および利益相反取引（会社法第356条第1項第1号乃至第3号、同第365条）が生じる可能性はありません。
5. 社外取締役との責任限定契約について  
当行は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において社外取締役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めております。藤沢久美氏が選任された場合には、社外取締役として当行との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
6. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。
7. 社外取締役候補者の藤沢久美氏につきましては、職業上使用している氏名であり、その氏名が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は角田久美氏であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

#### 補 欠 監 査 役 候 補 者

氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当行 の株式の数
みつ い よし のり 満 井 義 政 (昭和23年11月25日生)	昭和48年10月 株式会社アルバイトタイムス 代表取締役社長 平成11年4月 同社 代表取締役会長 平成15年5月 同社 取締役会長(平成16年5月退任) 平成18年3月 財団法人満井就職支援奨学財団 理事長 平成20年6月 当行 補欠監査役 平成21年6月 当行 監査役(非常勤)(現任) 平成24年4月 公益財団法人就職支援財団 理事長(現任)	22,000株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 満井義政氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 満井義政氏は、株式会社アルバイトタイムスを設立し、永年にわたり代表取締役を務めた後、現在は公益財団法人就職支援財団の理事長を務めており、経営者としての豊富な経験・見識を保有しております。また、平成21年6月より4年間、当行監査役(非常勤)を務めており、平成22年3月に当行は同氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。こうした経験を監査活動に活かすことができると判断し、社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。
4. 満井義政氏の選任が承認され、監査役に就任した場合には、当行は同氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届出を行う予定であります。
5. 社外監査役との責任限定契約について  
当行は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において社外監査役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めております。満井義政氏の選任が承認され、監査役に就任した場合には、社外監査役として当行との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
6. 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以 上

# インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. インターネットによる議決権行使について

(1) インターネットによる議決権行使は、当行指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-sokai.jp>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。

操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成25年6月20日（木曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。
- (4) 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) インターネットによつて、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (6) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

### 2. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記1. のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

### 1. パソコンを利用する場合

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（S V G A）以上であること。
- (3) インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2以降を使用できること。
- (4) ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- (5) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合には Adobe® Acrobat® Reader™ Ver.4.0以降または Adobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること。

※ Internet Explorerは、米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader™および Adobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

### 2. 携帯電話を利用する場合

- (1) 「iモード」、[EZweb]、[Yahoo!ケータイ] のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。
- (2) 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。  
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。)

※ iモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはK D D I 株式会社、Yahoo!は、米国Yahoo!Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

以 上

### 《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社代理人部 IT総会ヘルプデスク  
【専用ダイヤル】 ☎ 0120-707-743  
9:00～21:00受付（土曜・日曜・祝日も含む）

【MEMO】

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

【MEMO】

A series of horizontal dashed lines for writing.

# 第107期定時株主総会会場ご案内略図

## 会 場

静岡市清水区草薙北2番1号  
静岡銀行研修センター 2階大会議室  
電話 (054) 345-5411 (代表)



車でお越しの場合はお客さま用駐車場をご利用ください。国道1号線 本部別館の交差点をJR側に曲り、100メートル入った研修センターにございます。

## 最寄り駅のご案内

東海道本線 草薙駅より徒歩約10分  
静岡鉄道(電車) 草薙駅より徒歩約10分  
しずてつジャストライン(バス) ポラ前より徒歩約5分

